



### 保険医療

**国民健康保険被保険者証は、カード(名刺サイズ)になります**

現在ご使用の国民健康保険被保険者証の有効期限は、平成20年3月31日となっております。

交換は、原則として郵送となりますが、国民健康保険税に納め忘れがある方は、役場町民課保険医療係の窓口での交換になります。

なお、滞納の金額によっては、有効期間の短い保険証(短期被保険者証)や、いったん医療機関で10割を払っていたが、資格証明書を交付するなど、厳しい措置をとらなければならない場合があります。そのようなことにならないために、また、国民健康保険制度の安定的な運営のためにも、国民健康保険税の納付状況について、再度確認をお願いします。

保険証は3月下旬には「配達記録郵便」で郵送する予定です。平成20年4月1日から一人ひとり別々のカード型の保険証となっておりますので

ご確認ください。

※ 修学のため県外に行かれている方(住所が移されている方)は、手続きが必要です。平成20年4月以降学生であることが確認できる証明書をご用意の上、役場町民課保険医療係までお越しください。

※ 70〜74歳の方は、保険証と前期高齢者証との一体化のため、今回は有効期限が7月31日となっておりますが、7月下旬に新しい保険証を郵送いたしますので、ご了承ください。

### 保険証配達時における不在の場合の取り扱いについて

保険証は、「配達記録郵便」で郵送しますので、配達時不在の場合、「郵便物お預かりのお知らせ」という文書が配達されます。

この場合は、郵便局に連絡のうえ、ご希望の受取方法(再配達・郵便局窓口受取りなど)をご相談ください。

### 募集

**和楽園臨時職員(支援員)**

和楽園入所者の生活支援をしていただく臨時職員(支援員)を募集します。

**人員** 2名  
**要件** 地方公務員法第16条各号のいずれにも該当しない人  
**任用予定期間** 平成20年4月1日〜

**勤務時間** 原則4週160時間  
**間で交替制**

**賃金額** 日額6,500円  
**募集期間** 3月14日(金)までの勤務時間中

**試験方法** 面接による  
**試験日** 本人に別途通知  
**試験場所** 和楽園

(松前町大溝96番地1)  
**申込手続** 履歴書(市販のもので可)を募集期間内に和楽園に提出してください。  
**問い合わせ**  
和楽園

☎984-1265

### 福祉

**重度心身障害者へのタクシー利用助成**

松前町では、毎年次の方を対象に、タクシー初乗り料金の助成を行っています。

**対象者**

町内に住んでいる方で、次の条件のいずれかに該当する方。

○ 身体障害者手帳(1〜3級)をお持ちの方

○ 療育手帳(A・B)をお持ちの方

○ 精神保健福祉手帳(1級・2級)をお持ちの方

※ いずれも町外の施設に入所されている方は対象となりません。

**交付手続**

4月1日以降に、いつでも手続きが可能です。次のものを必ずご持参ください。

○ 各障害者手帳  
○ 印鑑(認印)

**利用できるタクシー**

(平成20年1月現在)  
松前交通タクシー、岡田タクシー、いよ交通、城南タクシー、東洋タクシー、松一観光、介護タクシーのうえ、きたいよ

**【注意事項】**

・ 有効期限を過ぎた助成券は使用できません。  
・ 助成券を他人に譲渡したりするなど不正に使用してはいけません。

・ 助成券はいかなる場合も再発行しません。紛失や破損などにご注意下さい。

**問い合わせ**

役場福祉課生活・障害福祉係  
☎985-4112